

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第十五条まで（現行のとおり） （自動車環境管理計画書の提出等）</p> <p>第十六条（現行のとおり）</p> <p>2 条例第二十八条第一項に規定する自動車環境管理計画書は、<u>令和四年度から始まる五箇年度</u>ごとの各期間（以下この条において「自動車環境管理期間」という。）を計画期間として作成するものとする。</p> <p>3 から5まで（現行のとおり）</p> <p>第十六条の二から第八十二条まで（現行のとおり）</p> <p>附 則</p> <p>1 から12まで（現行のとおり）</p> <p>13 <u>令和四年三月三十一日までの間、第十六条第二項中「平成二十三年度」とあるのは「平成二十八年度」と、「五箇年度」とあるのは「六箇年度」と、同条第三項中「当該特定事業者該当日が属する自動車環境管理期間の次の自動車環境管理期間」とあるのは「令和四年度から始まる五箇年度の期間」と読み替えて適用する。</u></p> <p>別表第一から別表第二十まで（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から第三十九号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第十五条まで（略） （自動車環境管理計画書の提出等）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2 条例第二十八条第一項に規定する自動車環境管理計画書は、<u>平成二十三年度から始まる五箇年度</u>ごとの各期間（以下この条において「自動車環境管理期間」という。）を計画期間として作成するものとする。</p> <p>3 から5まで（略）</p> <p>第十六条の二から第八十二条まで（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 から12まで（略）</p> <p>（新設）</p> <p>別表第一から別表第二十まで（略）</p> <p>別記第一号様式から第三十九号様式まで（略）</p>